

公文書館の役割は？

板橋区公文書館は、平成12年4月に23区ではじめての公文書館として誕生しました。公文書館の根拠になっている法律は昭和62年に制定され、昭和63年6月に施行された「公文書館法」です。このなかでは、つぎのようなことが決められています。

国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に必要な措置を講ずる責務を有する。

法律では、このように決められていますが、残念ながら、公文書館は図書館などと比べるとポピュラーな施設になっていません。

全国的にみても46館（平成15年4月現在、国立公文書館資料による）で、まだまだ少ないのが現状です。（図書館は公共図書館集計『日本の図書館-統計と名簿-』2000年版によると全国で2,639館あります）

公文書館は、公文書を中心とする資料の収集・選別・保管・整理を行い、公開する施設です。文書管理や情報公開とのかかわりを図に表すとつぎのようになります。

文書管理全体における公文書館の役割を知っていただく資料としてご覧下さい。

情報公開制度と公文書館制度

